

外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱に基づく外国人介護留学生奨学金給付等支援事業について、必要な事項を定める。

2 目的

介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対して、将来の就労予定先である介護施設等が給付等する奨学金に係る費用の一部を補助することにより、外国人材の介護分野への参入促進を図る。

3 補助事業の内容

補助事業等の内容について、次のとおり定める。

(1) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護施設等」という。）の開設者とする。

(2) 補助事業の内容

ア 補助事業者は、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設への入学を前提として日本語学校に通う留学生及び介護福祉士養成施設に通う留学生に対し、次に定める経費（以下「奨学金」という。）を貸与又は給付する。

(ア) 日本語学校の学費

(イ) 介護福祉士養成施設の学費、入学準備金、就職準備金及び介護福祉士試験受験対策費用

(ウ) 居住費などの生活費

イ 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた留学生が、養成施設卒業後1年以内に介護福祉士の登録を行い、補助事業者が運営する愛知県内の介護施設等で5年間継続して就労した場合は、奨学金の返還を免除しなければならない。

ウ イに関わらず、補助事業者は、奨学金の貸与を受けた留学生が5年間継続して就労しない場合であっても、奨学金の返還を免除することができる。

(3) その他補助条件

ア 補助事業者は、補助を申請するにあたって、定期的な面談や先輩外国人介護人材による相談といった支援計画を策定し、留学生の学習及び生活に関して支援を行わなければならない。

イ 補助事業者は、留学生の学習や就労等の状況について、定期的に知事に報告しなければならない。

ウ 補助事業者は、途中帰国等の学習上の問題が生じた場合は、速やかに知事に報告し、その改善指示に従うほか、必要に応じて知事が行う調査に協力しなければならない。

エ 補助事業者は、資格外活動許可の範囲で留学生を自らが運営する介護施設等に就労させる場合、愛知県内の介護施設等で就労させなければならない。

オ 以上の補助条件を満たさない留学生または知事が成業の見込みがないと判断した留学生に関しては、奨学金の全部または一部について補助の対象としない。

カ 介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了しなかった留学生に関しては、奨学金の全部について補助の対象としない。

4 その他

(1) 事業の実施にあたっては、「留学生が貸与型奨学金により学費等の経費を支弁しようとする場合の留意事項」(平成30年3月法務省入国管理局)を遵守すること。

(2) 補助事業者は、奨学金の貸与を受けた留学生から奨学金が返還された場合は、留学生からの返還額のうち、補助の対象となった金額に補助率を乗じた額を知事に返還しなければならない。

(3) 補助事業者は、補助を受けた留学生について、貸与した奨学金の返還義務がなくなるまでの間、毎年4月5日までに、前年度の状況を実施要綱別紙1により知事に報告しなければならない。返還義務がなくなる際の報告については、当該留学生について「奨学金(返還免除・給付)証明書」を添付しなければならない。

(4) 留学生が、日本国政府、母国政府、民間団体等から、同様の経費について、他の奨学金等の交付を受けている場合は、補助の対象としない。

(5) この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月12日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月14日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月8日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年11月13日に施行し、令和6年4月1日から適用する。